

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家利用細則

制定	平成18年	4月	1日
改正	平成26年	9月	3日
改正	平成29年	10月	1日
改正	平成30年	10月	1日
改正	平成31年	2月	1日
改正	令和3年	3月	22日
改正	令和4年	3月	1日
改定	令和4年	9月	1日
改定	令和4年	10月	1日
改定	令和5年	7月	1日
改定	令和6年	10月	1日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家(以下「交流の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 交流の家を利用しようとする者(以下「申込者」とする。)は、次の表に定める受付期間内に所定の方法により申込みものとする。

利用人数・利用形態	利用対象期間(入所日)	受付時期
10名以上の団体 (宿泊利用)	4月1日～9月30日	入所日の前年度11月1日～ 入所日の4週間前まで
	10月1日～3月31日	入所日の前年度2月1日～ 入所日の4週間前まで
9名以下の団体 (宿泊利用)		入所日の3ヶ月前～ 入所日の4週間前まで
日帰り利用の団体		入所日の2ヶ月前～ 入所日の1週間前まで

2 前項の規定にかかわらず、学校団体の利用のうち特に認めるものについては、別途定める受付期間内に所定の方法により、前項の受付時期の開始に先行して利用の申込を行うことができるものとする。

(申込受付の確認の通知)

第3条 前条の規定による申込があった場合は、その内容を国立赤城青少年交流の家利用申込審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき審査するとともに、施設・設備の状況等を勘案し、申込を受け付けることが適当と認められる場合には所定の確認書を申込者に通知するものとする。

(活動計画書の提出)

第4条 前条に規定する通知を受けた申込者は、利用予定日の2ヶ月前までに所定の活動計画書を提出するものとする。

2 前項において、通知が利用予定日の2ヶ月前を過ぎて発出された場合には、申込者は通知を受けた後、直ちに所定の活動計画書を提出するものとする。

(利用の諾否の通知)

第5条 前条の規定による活動計画書の提出があった場合は、その内容を審査要領に基づき審査するとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、申込者に通知するものとする。

2 前項において、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うことができるものとする。

(禁止事項)

第6条 交流の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(食事等)

第7条 利用者の食事は交流の家の食堂が提供するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

- 2 利用者は、所長の許可を得た場合にのみ施設内で飲酒することができる。
- 3 申込者は、食堂に対し利用予定日の1ヶ月前までに食事申込や食物アレルギー確認に関する所定の申込書等を提出するものとする。
- 4 教材等を購入する場合は、食堂に対し利用予定日の1ヶ月前までに所定の教材申込書を提出するものとする。
- 5 各項に規定する食事及び教材等の費用は、利用者の負担とする。

(利用者の入・退所等)

第8条 利用者の入所時間は原則として10時から16時までとし、退所時間は原則として9時から16時までの間とする。

- 2 利用者は、交流の家の生活等に関し、動画を閲覧する等により事前にオリエンテーションを受講するものとする。ただし、事前に受講できなかった場合は、入所後にオリエンテーションを受講するものとする。
- 3 利用者は、入所時に所定の利用者名簿及び、利用団体票を提出するものとする。

(標準生活時間)

第9条 利用者は、所長の定める標準生活時間(別表)により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第10条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(破損亡失の弁償責任)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第12条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

- 2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾等の取消)

第13条 所長は、申込者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の申込の受付及び第5条の利用の承諾を取り消すことができる。

- 一 第6条各号及び第12条第1項に違反又は違反するおそれがある場合
- 二 利用する2ヶ月前までに連絡が取れず、かつ活動計画書が提出されない場合
- 三 その他所長が特に必要と認めた場合

2 申込の受付や利用の承諾を否とする決定及び申込の受付や利用承諾の取消の前提となった活動等が、重大又は悪質であると所長が認めた場合には、2年間以内の期間を定めて利用申込の受付を制限することができる。

(利用予約の取消)

第14条 利用者は、予約した利用予定日に利用ができなくなった場合は、所定の方法により交流の家に申し出て利用予約を取り消すことができる。

(キャンセルポリシー)

第15条 申込者又は利用者が次の各号に掲げる予約の取消や変更等を行った場合、第3条の通知を発出した日から起算して2年間交流の家の利用申込みはできないものとする。ただし、特別な事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

- 一 80名以上の予約を行った団体が、入所予定日の5ヶ月前を過ぎてから利用予約の取り消しを行った場合
- 二 団体が、入所予定日の2ヶ月前を過ぎてから予約申込時の利用者数から50名以上又は3割以上減少することとなる人数変更を行った場合

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については所長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 名称を「国立赤城青少年交流の家利用規則細則」から「国立赤城青少年交流の家利用細則」に改め、この細則を平成26年9月3日から施行する。
- 3 この細則は、平成29年10月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成30年10月1日から施行する。
- 5 この細則は、平成31年2月1日から施行する。
- 6 この細則は、令和3年3月22日から施行する。
- 7 この細則は、令和4年3月1日から施行する。
- 8 この細則は、令和4年9月1日から施行する。
- 9 この細則は、令和4年10月1日から施行する。
- 10 この細則は、令和5年8月1日から施行する。
- 11 この細則は、令和6年10月1日から施行する。

別表 標準生活時間

6 : 00	起床・寝具整理・洗面・清掃
7 : 00 ~ 7 : 15	朝のつどい
7 : 20 ~ 9 : 00	朝食（団体ごとに割当）
~ 8 : 45	宿泊棟清掃・片づけ
8 : 45 ~ 9 : 30	退所点検・宿泊室退室（退所日のみ）
9 : 00 ~ 22 : 00	活動時間（研修可能時間）
10 : 00 ~ 16 : 00	入所可能時間（退所は9 : 00以降）
12 : 00 ~ 13 : 30	昼食（団体ごとに割当）
16 : 30 ~ 16 : 50	代表者会議
17 : 00 ~ 17 : 10	夕べのつどい
17 : 30 ~ 19 : 00	夕食（団体ごとに割当）
17 : 30 ~ 22 : 50	入浴（団体ごとに割当）
~ 23 : 00	片付け・就寝